

# 神恵内村教育大綱

令和2年10月  
神 恵 内 村

## 1. 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定され、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めるものです。

## 2. 教育大綱の位置づけ

教育委員会では、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、村で策定した神恵内村総合振興計画を基に平成27年度から平成31年度までを実施期間として第1次神恵内村教育大綱を策定し、教育施策の根本となる方針を定め施策を推進してきました。

この度、村の「第6次神恵内村総合振興計画」が新たに策定されたことから、村の教育の指針である「神恵内村教育目標」を基軸に据え、第2次神恵内村教育大綱を策定しました。

### 神恵内村教育目標

わたしたちは 開村百年を生きぬいた先人のたくましい力を受け継ぎ  
より豊かで住みよい神恵内を建設する村民として

スポーツに親しみ 健康なからだと最後までやりぬく意志の強い人になろう

自然と文化を愛し 情操豊かな人間味のある人になろう

進んで知識や技術を身につけ 科学性に富み合理的な考えをもつ人になろう

勤労を尊びたがいに協力し 産業の振興に努力する人になろう

みんなが助け合い信頼のきずなで 心あたたかく美しい郷土をつくる人になろう

[昭和48年制定]

### 3. 教育大綱の期間

教育大綱の計画期間は、神恵内村総合振興計画の期間との整合を図るため、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化のほか、国や北海道の教育政策の動向などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを検討します。

### 4. 教育大綱の基本目標

本村においては、国と北海道の方針を踏まえ、子どもたちが自らの人生を切り拓き自立ができるよう、基本的資質である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を、それぞれ調和のとれた「生きる力」として身に付けることが重要です。

その上で、これからの変化の激しい社会を未来に向かって生きて行くためには、チャレンジ精神や逆境を乗り越えていくなど、「生き抜く力」が必要です。

これからの「生きる力」「生き抜く力」を育成するためには、コミュニティ・スクールが核となり、学校・家庭・地域との連携を強化し、子どもたちの夢に寄り添いながら、学びや育ちを地域全体で見守り育むことが重要です。そして、「ふるさと神恵内」の自然や歴史、伝統や文化に誇りと愛着をもち、高い「志」を抱いて社会で活躍し、力強く自らの未来を拓く子どもたちを育てていく、より良い教育環境づくりに努めるとともに、その成果が活かされる地域づくりをめざします。

また、村づくりの指針となる「第6次神恵内村総合振興計画」の施策大綱で掲げる『はぐくみ「未来を拓く人を育み、歴史と文化を大切にするむら」』を基本理念とし、次の3つの基本目標に基づき教育行政を推進してまいります。

#### 【基本目標】

- 豊かな人間性を育み、ふるさとを愛し次代の神恵内を担う人づくり
- 安心して暮らし、子育てを楽しめる環境づくり
- 一人ひとりが生きがいを持って学び、ともに支え合う地域づくり

## 5. 教育大綱の基本方針

基本目標の実現に向け、村長と教育委員会が緊密に連携しながら、学校・家庭・地域・行政・各種団体等が一体となり、次の基本方針により施策を推進します。

### (1) 就学前教育の充実

子育て世代を取り巻く環境が著しく変化し、幼児教育や保育に対するニーズが多様化するため、就学前教育の充実に努めます。

- ・ 保育所と小学校の連携強化に向けた取組の推進
- ・ 専門的な知見を持つ関係機関と連携した支援体制の充実
- ・ 保健、福祉、教育の連携による支援体制の構築
- ・ 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の充実
- ・ 読書活動を推進し、情操教育の育成

### (2) 学校教育の充実

子どもたちの確かな学力の習得と社会の変化に対応した教育体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となり、「ふるさと神恵内」の郷土愛を育む取組の推進に努めます。

- ・ 保育所と小学校、小学校と中学校の接続・連携の推進
- ・ 防災教育・ふるさと教育の充実
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 教員の資質能力の向上
- ・ ICT環境の整備と情報教育の充実
- ・ 遠隔教育の推進
- ・ 特別支援学級への支援体制の充実
- ・ コミュニティ・スクールの推進
- ・ 子育て支援の充実
- ・ いじめの防止や不登校児童生徒への支援の充実
- ・ 学校における働き方改革の推進
- ・ 学校における危機管理・安全対策の充実
- ・ 地元食材の活用による食育の推進
- ・ 学校施設等の長寿命化計画の作成と適切な維持管理
- ・ 教育環境の整備・充実

### (3) 社会教育の推進

社会教育においては、すべての住民があらゆる機会にあらゆる場所において、主体的に学習することができ、その学習成果を適切に活かすことができる環境を整えていくことが求められています。

そのためには、平成31年3月策定の「第4次神恵内村全村教育総合計画」を基本とし、学校・家庭・地域が相互に連携し、協力を図りながら社会教育の推進に努めます。

- ・ 全村教育としての生涯学習の推進
- ・ 各種団体活動の支援及び指導者の養成
- ・ 保護者を対象にした幼児教育・家庭教育の推進
- ・ 青少年健全育成活動の推進
- ・ 青少年リーダーの育成
- ・ グローバル化に対応できる人材の育成
- ・ スポーツ教室や各種大会の開催によるスポーツの推進
- ・ スポーツを指導するリーダーの養成、確保
- ・ スポーツ団体の育成、強化の支援
- ・ 文化、芸術など村民が直接鑑賞する機会の提供
- ・ 社会体育施設の整備と適切な維持管理
- ・ 社会教育施設の利用促進と充実（日本郷土玩具館等）
- ・ 郷土芸能の保存、継承、普及（沖揚げ音頭等）
- ・ 読書活動の推進